

オンライン資格確認について

当院では、2023年2月1日よりマイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認システム」の運用を開始いたしました。マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で、健康保険証をご提示いただかなくても、窓口設置のカードリーダーを利用することで、保険の資格確認が行えるようになります。詳しくは、受付窓口までお問い合わせください。なお、健康保険証でもこれまでどおり受診が可能です。

オンライン資格確認システムとは

オンライン資格確認とは、医療機関（調剤薬局）を受診する際、患者さまの被保険者資格についてマイナンバーカードを利用し、オンラインで確認するシステムをいいます。加入している医療保険の種類や有効期限、資格が有効であるかどうかなどを即時に確認できるだけでなく、本人の同意を得たうえで薬剤や特定健診の情報を医療機関側で確認できるため、よりよい医療の提供につながることを期待されています。

◆オンライン資格確認のメリット

- 1、マイナンバーカードが健康保険証として利用可能となります。
※あらかじめマイナポータル等で保険証利用の申込みをすることが必要です。
- 2、限度額認定証の申し込みと提示が不要となります。
- 3、薬剤情報、特定健診情報等の閲覧可能
ご本人の同意があれば、薬剤情報や特定健診等情報が閲覧できることで、かかりつけ以外の医療機関でも患者さんの最新情報が確認でき、いつでも適切かつ迅速な診療・治療が実現できます。災害時、おくすり手帳が手元にない場合等にとっても有用です。
- 4、医療保険資格確認が正確になります。
オンラインで医療保険の資格ができることで保険情報の確認が正確にできるため、受付対応がスムーズになります。医療保険の加入状況が確認できない場合は、お声をかけさせていただきます。ご協力お願い致します。

◆公費負担医療制度をご利用の方

公費負担医療制度（福祉医療、難病医療等）をご利用中の方については、各種証書のご提示は引き続き必要となります。

従来通り、各種証書を窓口にご提示をお願いします。

◆顔認証付カードリーダーのご利用について

- 1階 総合受付に設置しております。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

当該医療機関は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。

マイナ保険証により正確な情報を取得・活用することで、より質の高い医療を提供できるため、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。

◆医療情報・システム基盤整備体制充実加算（2023年4月1日～12月31日）

加算 1	マイナ保険証を 利用しない場合	初診時 6点
加算 2	マイナ保険証を 利用した場合	初診時 2点
加算 3	マイナ保険証を 利用しない場合	再診時 2点（月1回）